

仕 様 書

1 件 名 平成 31 年 4 月 7 日 執行 予定 統一 地方 選挙 における 投票 所 事務 従事 者（ 区 職員 を 除く ） の 昼食 ・ 夕食 （ 弁当 ） の 買入

2 発注 個数

選挙 当日 弁当 : 平成 31 年 4 月 7 日 (日)

昼 食用 弁当 146 個、夕 食用 弁当 146 個 (合計 292 個)

個数 については 変更 する 場合 があります

昼 食用 弁当 は 10:00 ~ 11:30 まで、夕 食用 弁当 は 16:30 ~ 18:00 までに 本市 が 指定 する 場所 (別紙 配達 先 一覧 の とおり) へ 指定 個数 を 配達 すること。配達 時間 は 厳守 し 絶対 に 遅延 しない こと。

空き 容器 等 については、夕 食 納品 時 に 昼 食 の 弁当 の ごみ を 持ち 帰り、夕 食 の 弁当 の ごみ については、4 月 8 日 (月) までに 集積 場所 である 東住吉 区 役所 から 持ち 帰る こと。

3 価格 及び 契約 金額

昼 食用 弁当 : 800 円 (税込)、夕 食用 弁当 : 800 円 (税込) とする。

昼 食 ・ 夕 食 いずれ も インスタント の 味噌 汁 付き とする

契約 金額 : 233,600 円 (税込)

ただし、個数 の 増減 により 変更 する 場合 があります。

4 その他

配達 場所 については、事前 に 確認 を 行う こと とし、配達 時間 を 厳守 すること。

肉類、魚類、野菜 類 の そう菜 を バランス よく 配置 した 弁当 と すること。

健康 面 に 配慮 し、揚げ物 そう菜 や 塩分 濃度 の 高い そう菜 が 偏り たり する こと の ない 弁当 と すること。(参考 : 従事 者 平均 年齢 40 ~ 60 代)

食材 の 選定 や 調理 に あたって は 食中毒 対策 を 十分 考慮 し、概ね 27 の 室内 で 4 時間 程度 の 保存 に 耐え うる もの と すること。また 必要 に 応じ、保冷 剤 等 を 使用 すること。

弁当 については、コンペ 参加 時 と 同じ もの を 基本 と する。ただし、仕入れ 状態 による 材料 の 変更 は 可能 と する。

弁当 の 発注 個数 については 変更 の 可能性 がある。発注 個数 については 確定 次第 連絡 する。

納品 書 については 弁当 を 納品 時 に 本市 職員 に 提出 すること。請求 書 等は 事業 終了 後 速やか に 本市 担当者 まで 提出 すること。

弁当 代金 は 納品 書、請求 書 提出 後 に 一括 し て 支払 う。

本業務 履行 中 の 事故 については、一切 を 請負 人 の 責任 と し、発生 した 損害 についても、請負 人 が すべて を 負担 すること。

その他 本仕様 書 に 記載 の ない 事項 については、その 都度、書類 等 により 確認 を 行う と ともに、当区 の 指示 を 遵守 すること。

(当日(4月7日) 昼食)

投票区	住所	投票場所	投票所 管理者	立 会 人	民 間 従 事 者	手 話 通 訊	計
育 和	大阪市東住吉区杭全4丁目10番12号	大阪市立育和小学校 講 堂	1	2	5	0	8
今 林	大阪市東住吉区今林3丁目1番87号	今林の里 地域交流スペースA	1	2	5	0	8
今 川 学 園	大阪市東住吉区今川3丁目5番8号	今川学園 教 室	1	2	5	0	8
桑 津	大阪市東住吉区桑津5丁目13番13号	大阪市立桑津小学校 講 堂	1	2	5	0	8
第2めばえ 保 育 園	大阪市東住吉区西今川1丁目5番28号	第2めばえ保育園 保育室	1	2	5	0	8
北 田 辺	大阪市東住吉区北田辺3丁目11番14号	大阪市立北田辺小学校 体育館	1	2	5	0	8
今 川	大阪市東住吉区今川4丁目24番4号	大阪市立今川小学校 講 堂	1	2	5	0	8
田 辺	大阪市東住吉区田辺2丁目3番34号	大阪市立田辺小学校 多目的室	1	2	5	0	8
南 田 辺	大阪市東住吉区南田辺4丁目3番4号	大阪市立南田辺小学校 講 堂	1	2	5	0	8
東 田 辺	大阪市東住吉区東田辺2丁目14番6号	大阪市立東田辺小学校 講 堂	1	2	5	0	8
南 百 済	大阪市東住吉区湯里1丁目15番40号	大阪市立南百済小学校 講 堂	1	2	5	0	8
湯 里	大阪市東住吉区湯里6丁目8番3号	大阪市立湯里小学校 講 堂	1	2	5	0	8
鷹 合	大阪市東住吉区鷹合3丁目12番38号	大阪市立鷹合小学校 講 堂	1	2	5	0	8
矢 田 北	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田2丁目1番55号	大阪市立矢田北小学校 会議室	1	2	5	0	8
矢 田 東	大阪市東住吉区住道矢田2丁目7番43号	大阪市立矢田東小学校 講 堂	1	2	5	0	8
矢 田 南	大阪市東住吉区矢田3丁目4番27号	大阪市立矢田南中学校 体育館	1	2	5	0	8
矢 田 西	大阪市東住吉区公園南矢田2丁目15番43号	大阪市立矢田西小学校 体育館	1	2	5	0	8
南部文化コミュニ ティセンター	大阪市東住吉区公園南矢田3丁目18番8号	東住吉区南部文化コミュニティセンター 大ホール	1	2	5	0	8
東住吉区役所	大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号	大阪市東住吉区役所 3階	0	0	0	2	2
合計			18	36	90	2	146

合計

146

(当日(4月7日) 夕食)

投票区	住所	投票場所	投票所 管理者	立 会 人	民 間 従 事 者	手 話 通 訊	計
育 和	大阪市東住吉区杭全4丁目10番12号	大阪市立育和小学校 講 堂	1	2	5	0	8
今 林	大阪市東住吉区今林3丁目1番87号	今林の里 地域交流スペースA	1	2	5	0	8
今 川 学 園	大阪市東住吉区今川3丁目5番8号	今川学園 教 室	1	2	5	0	8
桑 津	大阪市東住吉区桑津5丁目13番13号	大阪市立桑津小学校 講 堂	1	2	5	0	8
第2めばえ 保 育 園	大阪市東住吉区西今川1丁目5番28号	第2めばえ保育園 保育室	1	2	5	0	8
北 田 辺	大阪市東住吉区北田辺3丁目11番14号	大阪市立北田辺小学校 体育館	1	2	5	0	8
今 川	大阪市東住吉区今川4丁目24番4号	大阪市立今川小学校 講 堂	1	2	5	0	8
田 辺	大阪市東住吉区田辺2丁目3番34号	大阪市立田辺小学校 多目的室	1	2	5	0	8
南 田 辺	大阪市東住吉区南田辺4丁目3番4号	大阪市立南田辺小学校 講 堂	1	2	5	0	8
東 田 辺	大阪市東住吉区東田辺2丁目14番6号	大阪市立東田辺小学校 講 堂	1	2	5	0	8
南 百 済	大阪市東住吉区湯里1丁目15番40号	大阪市立南百済小学校 講 堂	1	2	5	0	8
湯 里	大阪市東住吉区湯里6丁目8番3号	大阪市立湯里小学校 講 堂	1	2	5	0	8
鷹 合	大阪市東住吉区鷹合3丁目12番38号	大阪市立鷹合小学校 講 堂	1	2	5	0	8
矢 田 北	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田2丁目1番55号	大阪市立矢田北小学校 会議室	1	2	5	0	8
矢 田 東	大阪市東住吉区住道矢田2丁目7番43号	大阪市立矢田東小学校 講 堂	1	2	5	0	8
矢 田 南	大阪市東住吉区矢田3丁目4番27号	大阪市立矢田南中学校 体育館	1	2	5	0	8
矢 田 西	大阪市東住吉区公園南矢田2丁目15番43号	大阪市立矢田西小学校 体育館	1	2	5	0	8
南部文化コミュニ ティセンター	大阪市東住吉区公園南矢田3丁目18番8号	東住吉区南部文化コミュニティセンター 大ホール	1	2	5	0	8
東住吉区役所	大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号	大阪市東住吉区役所 3階	0	0	0	2	2
合計			18	36	90	2	146

合計	146
----	-----

グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

(1) 低公害車

ア 天然ガス自動車

イ 電気自動車

ウ ハイブリッド自動車

エ 車両総重量が3.5トンを超えるLPガス自動車

(2) ガソリン自動車

(3) LPガス自動車（ただし、第1号エに掲げるものを除く。）

(4) ディーゼル自動車

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東住吉区役所総務課（連絡先：06 - 4399 - 9625）に報告しなければならない。